

「自動車製造事業への奨励付与」

2003年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)

投資委員会(BOI)布告

No. S. 2 仏暦 2546 年(2003)

件名 自動車製造事業への奨励付与

タイ国を世界の1つの重要な自動車生産および輸出のセンターとなすための支援策が必要であると見なし、

仏暦 2540 年 投資奨励法第 16 条 2 段による権限により、投資(奨励)委員会は、委員会布告 No. 2 仏暦 2543 年 8 月 1 日付 奨励を付与する事業の種類、規模、条件の 4 類に関して、以下の内容の項を付け加えたための布告を発する。業種、規模、条件を決定するものとし、それらは、投資委員会が、奨励を付与する決定を行って以後効力を有するものである。以下による。

業種	条件
4.23 自動車製造事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車製造 業種 4.10、自動車組み立てのために供給するための輸送機器の部品製造 業種 4.7、および、または、自動車に関するエンジン業種 4.15、でもって構成するパッケージプロジェクトとして提示しなくてはならず、また、土地および運転資金を含まず、100 億パーツ以上(100 億パーツ以下ではない)の投資規模を有するものとする。 2. 自動車製造事業は、明確な目標たる輸出のための生産でなくてはならない。 3. 輸送機器の部品製造事業、および、または、自動車のためのエンジン製造業種は、当該事業自身のグループないのパッケージプロジェクトの自動車製造組み立て事業への供給のための生産でなくてはならず、あるいは、輸出に限っての生産とする。 4. 以下の権利恩典を付与するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 自動車組み立て事業 <ol style="list-style-type: none"> 4.1.1 全てのゾーンでの工場建設を可能とする。 4.1.2 全てのゾーンでの機械輸入の免税を付与するものとする。 4.1.3 法人税の減免あるいは免除は付与しない 4.1.4 投資委員会布告 No.1 仏暦 2543 年によるその他の権利恩典を付与する。 4.2 輸送機器のための部品、あるいは、または、自動車のエン

	<p>ジン製造業種</p> <p>4.2.1 全てのゾーンでの工場建設を可能とする。</p> <p>4.2.2 全てのゾーンでの機械輸入の免税を付与するものとする。</p> <p>4.2.3 投資委員会布告 No.1 仏暦 2543 年 による法人税の権利恩典およびその他の権利恩典を付与する。(特別重要産業業種として定められた、ABS システムの生産、Catalytic Converter にかかわる Substrate の生産、Electronic Fuel Converter の製造は除く)</p>
--	--

仏暦 2546 年 1 月 25 日 布告する。

(プロミン ラートスリデート)

副首相 委員会議長代行

注: この翻訳は、2003 年 1 月 25 日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。